

本法第1条の納付金、同第4条の補助の手續を規定した地方鉄道軌道納付金および戦時補助規則(昭和20・3運輸通信省令第24号)の概要はつぎのとおりである。

(A) 納付金の算出法

納付金=[運賃の変更による当該営業年度の運賃増収額]-{(運賃変更に伴う営業費増加額)+(輸送力増強のため支出した金額)}

(B) 補助金の算出法

a 緊急施設に対する補助 運輸増強のため法令または行政官庁の勸奨によって、地方鉄道・軌道がなした施設の工事費の $\frac{5}{100}$ に相当する金額を交付する。運輸通信大臣が必要と認めるときは、1回かぎりて $\frac{40}{100}$ 以内の補助金を交付することができる。ただし1件の工事費3万円以内の建設工事または改良工事とされた。

b 緊急輸送費の一部補助

c 緊急施設による減益もしくは損失補償的の補助 地方鉄道・軌道の昭和19・4・1の属する営業年度の前営業年度からさかのぼり、既往3年間の建設費に対する益金の平均割合を、当該営業年度末の建設費に乗じた額を基礎として算出した額を、補助金として交付した。ただ同平均益金率が全国地方鉄道・軌道の平均率をこえるときは、全国平均益金率によることとされた。軍事上とくに有用な地方鉄道・軌道に対しては、毎営業年度の益金が建設費の5分に不足するとき、その不足額を補助金として交付した。

(ウ) 災害補助 昭和28・8法律第222号および同年11月法律第268号をもって制定公布された「昭和28年6月および7月における大被害ならびに同年8月および9月における風水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律」による補助であり、同法第1条に規定する政令で指定する地域中、熊本県、和歌山県、京都府の地方鉄道・軌道等に対して復旧に要する資金の $\frac{1}{5}$ が補助金として交付された。

(2) 間接補助制度 国税・地方税について政府が地方鉄道・軌道に対して減免する場合である。国税・地方税に分けて説明する。

ア 国税に対する減免

(ア) 鉄道用地の免租 今日では地方税中の固定資産税の課税対象となっているが、国税としての地租法上明治の初め私設鉄道の創設以来、私設鉄道用地について免租の措置がとられ、昭和23年法律第110号で地方税法が公布施行されるまでつづいたのである。すなわち税制の歴史を掲げると、明治14・11日本鉄道株式会社に下付された特許条約書第4条に「鉄道に属するいっさいの土地は国税を免除すべし」と規定したのもって鉄道用地免租の初めとする。明治22・11・30法律第30号地租条例中には、その第4条において初めて鉄道用地免租が明規され、さらに昭和6・3法律第28号をもって地租法が制定公布され、その際前記地租条例は廃止されたのであるが、新地租法第2条第5号中に同様免租の明文を設けられた。かくて上記のとおり戦後地方税法の制定によって、60余年にわたる鉄道用地免租による政府の保護政策は幕を閉じた。

(イ) 企業合理化促進法にもとづく減価償却の特例による法人税の軽減 昭和27・3法律第5号企業合理化促進法は、重要産業の近代化を促進する法律であるが、地方鉄道・軌道も同法施行令(昭和27・3政令第5号)第5条をもって、同法にいう重要産業中の1として認められ、同法第6条で機械設備等の近代化のため取得

したまたは製作した機械設備について、租税特別措置法(昭和21年法律第15号)で特別償却が認められる。地方鉄道・軌道の機械設備とは、租税特別措置法施行規則中において、石炭を動力とする鉄道を電気もしくは石油を動力とすることおよび運輸の確保または災害の防止の設備等を指し、その設備の詳細を大蔵省告示にゆずっている。特別償却とは電化または石油化設備については、取得価格の5割償却を限度として事業の用に供した

第2表 「北海道拓殖鉄道補助=関スル件」
法律に依る補助金

年 度	鉄道・軌道数	年 度 末 営 業 キ ロ	補 助 金	対建設費補助割合	備 考
大正11	4	km	170,481		北海道庁所管
12	7		138,964		
13	8		202,303		
14	10		385,514		
昭和元	10		425,136		
2	12		638,521		
3	15		1,084,408		
4	19		1,109,047		
5	18		1,104,766		
6	20		1,185,020		
7	19		1,253,479		
8	20		1,084,889		
9	20		1,474,756		
10	19		1,198,321		
11	18		1,410,590		
12	19		1,535,486		
13	20		1,534,343		
14	15		748,414		
15	12		670,524		
16	13		691,068		
17	14		732,391		
18	14		646,559		
19	8		509,223		
20	9		501,832		
21	8		1,065,635		
22	5		716,000		
23	6	261.3	1,232,000	.057	運輸省所管
24	6	212.8	2,130,000	.057	
25	8	246.3	3,130,000	.012	
26	8	182.9	12,840,000	.025	
27	8	182.9	12,840,000	.025	
28	6	96.5	9,805,000	.032	
合 計			64,194,670		

(この法律による補助は、地方鉄道軌道整備法付則第2項によって廃止された)

第3表 地方鉄道及軌道に於ける納付金等に関する法律による納付金および補助金

年 度	納 付 金			補 助 金		一般会計繰入金(帝国鉄道特別会計)	次年度繰越額
	納 入 額	前年度繰越金	合 計	鉄道・軌道数	支 払 額		
昭和20	13	3,915,020	3,915,020	25	2,209,690	1,000,000	705,330
21	15	900,055	705,330	6	1,523,271		82,114
22	23	3,351,495	82,114	42	2,926,806		506,803
23	26	5,183,219	506,803	25	2,991,946		2,698,076
24	1	8,673	2,698,076	19	2,654,881	51,868	0
合 計		13,358,462			12,306,594	1,051,868	